

福祉政策と価値意識

— 政策原理との関連で —

三重野 卓

1 福祉政策の分析枠組

現在、高齢化、少子化、そして人口減少の中で、福祉政策のあり方が緊急の課題になっている。もちろん、福祉政策については、公共当局と国民・住民の関係が重要になる。そこでは、公共当局は社会システムの中に埋め込まれ、住民・国民の価値を反映し、他の主体も含む複合体が社会自体を制御するという考え方が必要になる。

福祉政策とは、一般的には、広義の福祉 (welfare、「望ましさ」に関する観念) や、「生活の質」の達成を目指す政策であるといえる。こうした政策の構成要素は、目標、および手段、評価基準、そして政策の対象 (ニーズのある人、階層、地域)、主体から成り立っている。

その場合、詳細には、政策のアウトカム (成果) に関する目標から、具体的な行政プログラムの目標、現場における実施過程における目標までレベルがある。こうした目標実現のための具体的な政策領域としては、大きくは、高齢者介護、身障者介護や、失業者対策、貧困への対策などを列挙することができる。実際、マクロな目標は、ニーズ (必要) 量と関係している。そして手段としては、システムの改革方法、サービス供給、費用負担方法、民間部門への指導、規制、補助の方法などをあげることができる。

こうした福祉政策においては、目標を達成すべく様々な主体 (国家、自治体、民間営利部門、民間非営利部門など) が協働し、社会的資源を動員し、ニーズのある人、階層に対して、実際に政策、

施策 (プログラム) を実施する。そこでは、様々な主体によりサービスが供給され、政府が如何なる役割を果たすか、ということが検討課題になる。

ここで、実際の福祉政策について考えると、財政により財源、予算を割り当て、ニーズに対してサービスを具体的に割り当てる (ラショニング= 割当の考え方)¹⁾。計画、政策が実行される「場」については、マクロな場面、すなわち、国レベルの「場」もあるし、地方自治体レベルの「場」もあるし、より具体的な地域、ミクロな現場もある。そこで、資源は希少であるため、こうした資源を試行錯誤しながらニーズに割り当てることになる。

こうしたプロセスにおいては、何らかの評価 (政策評価、行政評価)²⁾が行われ、それらがサービスの現場、および計画、政策、施策 (プログラム)、事業などのレベルにフィードバックする。実際の評価では、国民の価値との関係による場合もあるし、効率性の基準からなされる場合もある。また、目標と手段の適合の度合いという観点から評価することも可能である。

2 価値基準と政策原理

2.1 格差拡大、社会関係資本をめぐる状況

現在、福祉政策について考える場合、様々な困難がある。実際、格差が拡大しているのではないかと人びとが考え、また、社会的不安が蔓延している。『国民生活に関する世論調査』によると、7割以上の人不安を感じている³⁾。そして、人間関係の崩壊、社会連帯の脆弱化が指摘されてい

る。そのため、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）⁴⁾といわれる概念が注目を集め、実際、人間関係、ネットワークの維持、構築、それによる信頼の醸成は、福祉政策を機能させるための上位のメタ評価基準といえるかも知れない。

2.2 平等、公平、公正の差異

福祉政策のための価値理念、政策基準である平等（equality）は、社会的資源の分配、および、その利益配分の成果、さらに、機会をどのように平等化するか、ということの意味する⁵⁾。しかし、資源は希少であるため、機会の平等を図ればそれ以上は、個人の努力に委ねる、という考え方もある。さらに、現在、社会は不安定化しているため、人生において、貧困に陥ることは不可避であるとして、職業訓練や学習の機会を確保し、貧困状態に長く留まることなく、立ち直れるようにするという意味の平等化という考え方重要であろう。その場合、客観的な政策のための基準が不可欠になるが、こうした理念の具体化はなかなか難しい。

さらに、価値基準、政策基準として、公正（justice）や公平（equity, fairness）をあげることができる。ここで、第一に、公正とは、最低限の保障をすることを意味し、それ以上は、個人の努力によるという考えがある。また、第二として、公正は必要（ニーズ）に対して資源を配分するという必要原則を意味する場合もある。さらに、第三に、同じ貢献には、同じように報いる、という貢献度法則（equityとしての公平）もあり、例えば、保険料の拠出に応じて給付を受けるということになる。公正と公平は、場合によっては同じような意味として用いられている。また、われわれは、日々の生活で深く意識することなく、それらの言葉を使用しているため、様々な混乱を招いている。

公平は、しばしば所得の再配分との関係で考えられる。垂直的公平とは、累進課税を通じた富裕者から貧困者への再分配が、社会的に許容できる価値基準を実現していることを意味する。水平的

公平とは、医療保険にみられるように、同一の水準にある人びとの間で、再分配を行うものである。病気になった場合、リスクプーリングにより、本人、および他の構成員の保険料、そして租税により、医療サービスを受けることが可能になる。世代間公平とは、例えば、年金において、各世代の拠出（保険料）と給付が社会的にみて「望ましい」状態にあることを意味する⁶⁾。そして、近年、若者内の格差、高齢者の格差拡大の状況において、世代内公平も注目されている。

2.3 効果、そして効率性

このところ、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM、新公共管理）、および政策評価の考えが注目され、資源の希少性のもとの効率性という視点から行政改革が志向されるようになった。そのため、効率（efficiency）ということが福祉政策においても重視されている。効率とは、一定の費用のもとで、効果や便益を最大化するか、一定の効果、便益のための費用を最小化することという意味している。

もちろん、事前に、施策（プログラム）の代替案全ての費用対効果を推計し、評価を行う（＝事前評価）といった効果の包括的な把握はなかなか難しい。ここで、効果（effect）とは、政策やプログラムが、成果をもたらしているか、個々のニーズを充足するためのサービスが適合的で、どの程度の成果をもたらすか、という評価基準である。福祉分野では、効果が実物的なものが多いため、その単位はまちまちである。また、波及効果は、長期的、かつ、潜在的な場合が多いし、間接的なものもある。そのため、福祉政策の実施により成果が上がった場合、事後的に費用が節約されているか、検討すること（＝事後評価）も多くなっている。

2.4 選別主義と普遍主義

社会保障の政策理念として、選別主義（selectivism）と普遍主義（universalism）は有名であ

る⁷⁾。これらは、サービスの受益客体についてどう考えるか、という視点から、供給のための基準、その方法を考えることに繋がる。

こうした選別主義は、受給資格を判定するために、本人の収入、資産、稼得能力、および扶養義務者の能力を把握するミーンズ・テスト（資力調査）を実施することによって、厳密に受給者を選別するという基準である。そのため、人びとにスティグマ（stigma、恥辱感）を与えることも多くなる。それに対して、普遍主義は、こうした調査を実施するのではなく、必要（ニーズ）のある人が、基本的には、無差別、平等にサービスを利用できるとし、そのうえで、費用負担のあり方を考えるものである。

現在の貧困は新たな段階に入っている。選別主義の代表的な例は、生活保護である。日本の生活保護世帯数は、格差社会の進展により、このところ、著しく上昇している（100万世帯超）。しかし、実際には、生活保護基準以下にもかかわらず、受けていないものも多く、対象者の捕捉率は低い。確かに、希少な資源を配分する方法としては、選別主義は有効である。この考え方がないと、受給者数が著しく伸びる可能性があるが、問題は深刻化している。

2.5 分析手順

以上、福祉政策をめぐる諸問題について素描してきた。福祉政策について考える場合、政策領域、政府の様々な役割、そして、政策基準、その主体が検討課題になる。そして、それらに対して、人びとがどう考えているか、という価値意識についての議論が不可欠になる。ここでは、全体を通して、社会階層、格差の問題を考慮に入れることにしたい。

まず、第一に、政府の責任領域に対する人びとの選好を明らかにするために、林知己夫の数量化理論、第Ⅲ類（類似の回答パターンの項目は近くに位置）で分析する⁸⁾。

第二に、その中で、とりわけ、所得格差の是正

について、その規定要因を明らかにするために、ロジスティック回帰分析を行うことにしたい。

第三に、福祉政策の基準に対する人びとの意識に焦点を合わせ、数量化理論、第Ⅲ類により検討することにしたい。

そして、第四に、そこで対象となった意識の中で、とりわけ、租税制度の評価に関して、同じくロジスティック回帰分析を行い、その要因を明らかにする。

3 福祉政策をめぐる意識

3.1 政府の責任への選好

それでは、まず、具体的な政策領域に焦点を合わせ、それらに対する政府の責任について、人びとがどう思っているか、明らかにすることにしたい。

ここで分析対象とする領域は、直接的な福祉政策の領域のみならず、経済、産業政策も射程に入れることにしたい。それらは相互に関係しあいながら、最終的に人々の「生活の質」や広義の「福祉」に寄与する。具体的には、以下の通りである（カッコ内は項目名）。

まず、個人の生活領域として、雇用機会に関する（仕事）、高齢者の生活保障を表す（高齢者）、失業者の生活保障を表す（失業者）をあげることができる。また、マクロな経済領域として、産業政策に関する（産業）、所得格差の是正に関わる（所得）、住宅政策（＝住居）を指摘することができる。さらに、現代的な問題である少子化と関係する育児・子育て支援（＝育児）、介護を必要とする高齢者、障害者を支援する（高齢者介護）、（障害者介護）を取り上げることしたい。

ここでは、4カテゴリーを「明らかに政府の責任である＋どちらかといえば政府の責任である」、「どちらかといえば政府の責任ではない＋明らかに政府の責任ではない」というように2カテゴリーに合併した。単純集計の結果（「わからない」も含む）によると、障害者介護93.8%、高齢者

介護 91.7%、育児 84.7%、高齢者 81.6% の比率が高くなっている。高齢化の中で、介護問題が注目され、また、少子化の中で、子育て支援が注目されているが、その関係は二者択一的ではなく、ともに政府に期待していることが理解可能になる。

それに対して中位の政策領域は、産業 67.4%、仕事 63.5%、失業者 56.9% となっている。この結果は、民間に期待する部分も多いからであろう。そして、所得は 49.1%、住居は 43.0% と低くなっている。これは、個人の努力による部分が大いからであろう。

このように、とりわけ、障害者、高齢者の介護、子育て関係を政府の責任と人びとは選好している。

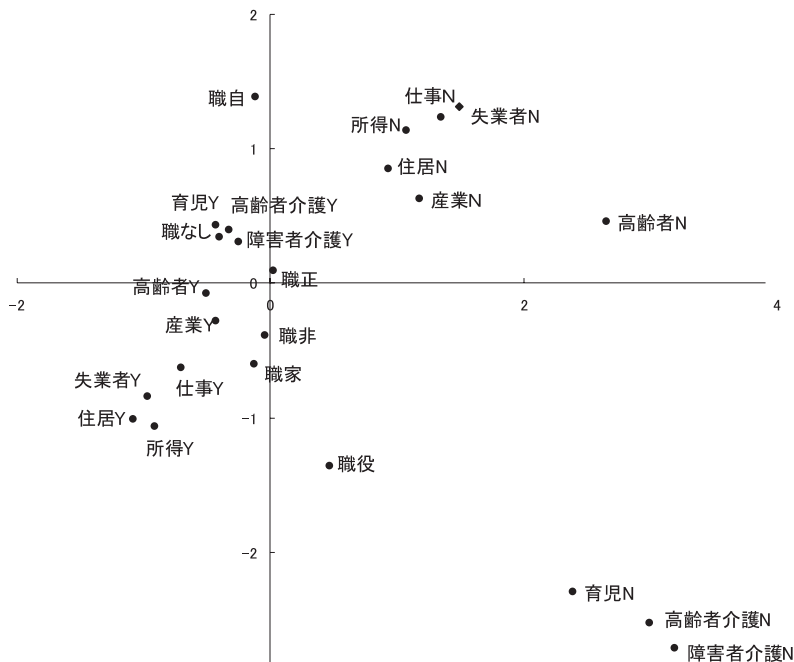
ここでは、階層とそれらの政策領域の関連性を検討することが課題になる。社会階層は、経済階

層、職業階層、政治階層から成り立ち、本来、多次元的なものであるが、職業階層に焦点を合わせ、従業上の地位として、役員、正規職員・従業員、非正規職員・従業員、自営業者、家族従業者、なし、を設定することにした（現在、働いていない場合は、過去に最も長く従事していた仕事）。正規従業員には、中核的従業員と周辺の従業員があり、また、非正規従業員も、契約、派遣、パート、アルバイトなど、様々であるが、ここでは、大まかな見取り図を描くことにしたい。

3.2 政策領域の責任構造

それでは、数量化Ⅲ類の結果を検討してみよう（図1）。それによると、第Ⅱ軸までで関係性が理解可能になる⁹⁾。

図1 政府の責任の布置図



(仕事)「働く意志のある人すべてが仕事につけるようにすること」、(高齢者)「高齢者が世間並みの生活を送れるようにすること」、(失業者)「失業者でも世間並みの生活が送れるようにすること」、(産業)「産業が成長するのに必要な援助をおこなうこと」、(所得)「お金持ちの人と貧しい人のあいだの所得の格差を是正すること」、(住居)「家の持てない人びとに世間並みの住宅を提供すること」、(育児)「育児・子育てを支援すること」、(高齢者介護)「介護が必要な高齢者を支援すること」、(障害者介護)「介助、介護が必要な障害者を支援すること」

第Ⅳ象限に、育児、高齢者介護、障害者介護は政府の責任ではない、というカテゴリーが離れてクラスターをなし、第Ⅰ象限に、仕事、所得、失業者、住居、産業は政府の責任ではないというカテゴリーがクラスターをなしている（高齢者の生活保障の否定カテゴリーは孤立）。職業で、役員が、離れているとはいえ、前者と比較的に近い関係にあり、自営業者は、後者に繋がっている。

それに対して、正規職員・従業員は、育児、高齢者介護、障害者介護と近い関係にあり、彼らの政策領域への選好構造が理解可能になる（第Ⅱ象限）。その一方で、非正規職員・従業員、家族従事者は、高齢者、産業、仕事と近く、さらに失業者、住居、所得格差是正に繋がっている。彼らをとりにくく、深刻な状況が理解可能になる。こうした分析により、職業階層と政府の責任への選好の関連性、各階層の関心が明らかになる。

3.3 所得格差是正の規定要因

これらの政策領域の中で、所得格差の是正に焦点を合わせ、その規定要因についてロジスティック

ク回帰分析を行うことにしたい（表1）。前述の布置図で、所得格差の是正に対する政府の責任について、否定的な意識は、第Ⅰ象限に、肯定的な意識は、第Ⅲ象限に位置し、失業者、仕事、住居などと近い関係にある。所得格差の是正は、それらの項目を代表している。そして、職業関係のカテゴリーとは、相対的に離れているという結果になっている点に注目する必要がある。

ここで、基本的な属性（含む、職業）を投入して、分析を行うことにしたい¹⁰⁾（モデルの適合度は良好、参照カテゴリーは、それぞれ町村、大学・大学院、支持政党なし）。係数値が統計的に有意で、オッズ比の値が高いのは、学歴のみである（旧制は新制に読み替え、**は、1%、*は、5%水準有意）。学歴が低いほど、所得格差の是正は政府の責任ということになる。それに対して、職業の影響力は見出せなかった。学歴は、職業を規定する要因のひとつであるが、所得格差の是正への政府責任に直接的に影響しているといえる。

その他にカテゴリーが統計的に有意なものとして、地域の規模を指摘することができる。町村を

表1 ロジスティック回帰分析（所得格差の是正）

	B	標準誤差	有意水準	オッズ比
(地域)				
1. 政令指定都市	.132	.200		1.141
2. 20万人以上の都市	.173	.187		1.189
3. 10万人以上の都市	.403	.213		1.497
4. 10万人未満の都市	.435	.188	*	1.545
(学歴)				
1. 小・中学校	.663	.202	**	1.941
2. 高等学校	.436	.171	*	1.546
3. 短期大学・専修学校等	.416	.213		1.516
(政党支持)				
1. 与党	-.219	.131		.803
2. 野党	-.012	.172		.989
定数	-.480	.211		.619

参照カテゴリーとすると、10万未満の都市の係数値が高く、統計的に有意になっている。町村では、高齢化が進み、保守化が進んでいる。小都市で、より格差が意識されることになる。

ここで、惜しくも、支持政党のカテゴリーは、統計的に有意になっていない。しかし、与党支持の係数値のマイナスの値が、相対的に大きくなっている。

3.4 福祉政策意識と評価問題

ここでは、福祉政策の価値意識について、次に示す二項対立的な考え方に限定して、その意識を検討することにしたい¹¹⁾。

(高福祉－低負担) 実際に、福祉政策について包括的に考える場合、福祉水準と負担の問題は重要になる。ここで、エスピン・アンデルセンの福祉国家の類型をみると、社会民主主義型の福祉国家は、高負担で、高福祉の国である。それに対して、自由主義型福祉国家は、低福祉低負担である。保守主義型福祉国家は、社会保険が中心であるが、高水準の福祉を志向している¹²⁾。こうした中で、日本の位置づけが問われることになる。

国民は、如何なる社会を想定していたのであろうか。ここで、租税や社会保険料を上げても、社会保障を充実すべきという立場(高福祉)と、負担を少なくし、水準が低いのはやむをえないという立場(低負担)をあげることにしたい。これは大きな政府、小さな政府という問題意識に通じる。

(選別主義－普遍主義) 既に述べた通り、福祉政策の政策基準として、選別主義と普遍主義という立場をあげることができる。選別主義は何らかの基準により、給付対象者を効率的に選別するものであり(効率性と関連)、普遍主義は、同じ条件の人、ニーズがある人には、サービスを行わせるものである。

(必要－貢献) 公正、公平に関連して、必要と貢献という有名な基準がある。必要原則は、保険料などを支払わなくても、必要の度合いに応じて、給付がなされるというものであり、ニーズ原則と

もいえる。貢献原則は、保険料などの拠出によるものであり、それらが多ければ、給付も増大する。

(不公平－公平) これは、世代間の公平に関わるものである。公的年金については、世代間の助け合いといっても、高齢化の中で、人口構成が変わってくる。そのため、(不公平)が起きても仕方ないというものと、あくまでも(公平)を追求すべきという立場がある¹³⁾。

(公共－民間) 福祉政策の主体として、公共当局が責任を負うべきという立場(公共)と、なるべく民間にも委ねる(民間)という福祉多元主義の立場がある。福祉政策の供給主体としては、まず、国家・公共当局があり、それは、具体的には、国、地方自治体というレベルに分かれている。市場は、企業体、すなわち、民間営利部門と家計から成り立っている。

しかし、福祉政策の分野では、純粋な市場は成り立ちにくい。例えば、介護サービスをみると、公的財源、保険料の裏打ちの下で、民間非営利部門を含めて、競争するという考え方をとる。これは、準市場、ないしは社会的市場といわれている。

(労働能力－生活保護) これは、最近のワークフェアに関する議論と関わり、生存権をどうみるかという問題に繋がる。(労働能力)があれば、生活保護を受けるべきではないという立場と、最低限の保障として(生活保護)を重視する立場である。先進諸国では、財政難のため、福祉政策の考え方が効率性の観点から変更されている場合もある。労働を義務づけた上で、福祉サービスを給付するという考え方が注目を集めている。

さらに、ここでは、階層、格差と関係する意識と、具体的な租税制度への評価も、分析の対象とすることにしたい。

(格差容認) これは格差がなくなったら、皆、働かなくなるというもので、格差を容認することに繋がる。

(租税制度) 租税制度が、実際に、格差を減らすために、機能しているか、という評価に関するものである。租税、社会保険料は、再分配を目指

すものであるため、重要な視点になる。

より具体的な政策問題として、高齢者福祉を取り上げることにしたい。

(高齢者福祉) 政策関係として、高齢者福祉の社会保障やサービスが、安心して暮らしていくために評価できるか、という項目である。

ところで、上記の六つの二項対立的な政府役割は、「あるべき」という規範的な側面に関係するため、答えにくい。そのため、無回答の比率が高くなっており、項目によって6.6%から9.6%となっている。

単純集計の結果を検討しよう。二項対立的な考え方(上記の考え方で、前者がA、後者B)で、「Aに近い+どちらかといえばAに近い」の比率が高いのは¹⁴⁾、公共(71.9%)、労働能力(64.4%)、高福祉(59.2%)である。これは、公共部門に期待する部分が大きく、その一方で、高福祉のために、税金や社会保険料を上げてもいい、ということを示している。中位は、選別主義(48.0%)、必要(38.6%)となっている。比率が低いのは、不公平(20.9%)である。高齢化の中でも、世代間公平が望ましいという結果になっている。また、格差容認の「そう思う+どちらかといえばそう思う」¹⁵⁾は、65.6%と高いが、租税制度の評価は、28.7%に過ぎない。また、高齢者福祉が「心強い支えになっている」に対しては、46.8%と半分近い値になっている。

3.5 福祉政策をめぐる意識連関

それでは、数量化理論・Ⅲ類の結果を検討することにした。ここでの目標は、以下の通りである。

第一に、福祉政策に関する意識の関連性を検討することにより、そのメカニズムを明らかにする。

第二に、とりわけ、こうした福祉政策意識と社会的階層要因としての職業(役員、正規職員・従業員、非正規職員・従業員、自営業者、家族従事者、なし、ただし、現職、およびそれがない場合は、一番長い従業上の地位)との関係を明らかに

する。

ここでは、数量化Ⅲ類の分析の結果をみると(図2)、第Ⅱ軸までで、大まかな傾向を明らかにすることができる¹⁶⁾。

第Ⅰ軸は、高齢者福祉の評価、租税制度の評価を弁別する軸であり、第Ⅱ軸は、社会政策に対する価値意識を弁別する軸である。

実際、第Ⅰ軸のプラスの方向に、離れて租税制度、高齢者福祉の評価、マイナスの方にこれらを評価しないカテゴリーが位置している。そして、ゼロあたりに、福祉政策の基準、政府の役割についての意識が位置している。

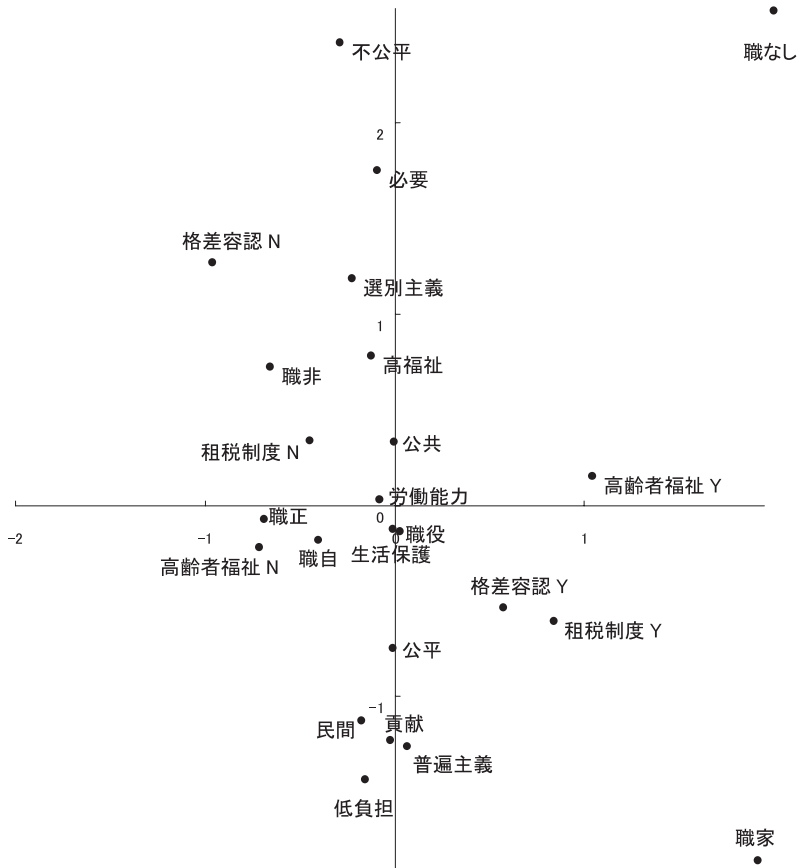
第Ⅱ軸については、以下の通りである。

①プラスの方向には、不公平を許容するという規範意識が離れて位置することによって、その特異な性格を示している。それに続いて、給付における必要原則の重視が、さらに、選別主義の政策基準と関連しており、それが高福祉を実現する。それに、続いて、主体は公共部門中心、および、労働能力重視が位置している。この点は、興味深く、主体として公共部門を重視する場合も、財政難の中で、労働能力も重視するワークフェアが目ざされている。

②マイナスの方、原点近くには、生活保護、それに続いて世代間の公平が位置し、生活保障を示している。そして貢献原則の政策基準がそれに続いて位置している。さらに、普遍主義、民間部門を含めた主体、低負担という政策基準が位置している。サービスにおける普遍主義を重視する場合、必ずしも公共部門の責任を重視するのではなく、負担は低くあるべき、ということに、現代的な状況がある。これは、労働能力、生活保護の部分で、新しい解釈が可能であることを示している。

③そして、格差容認が第Ⅳ象限に位置し、世代間公平の支持と近い関係にあり、若干、離れているとはいえ、高齢者福祉の評価、租税制度の評価に繋がる起点になっている。それに対して、格差容認に否定的な意識は、租税制度、高齢者福祉の否定的な評価と相対的に近い点は示唆に富んでい

図2 政策をめぐる意識の布置図



(高福祉)「税金や社会保険料などを引き上げても、国や自治体は社会保障を充実すべきだ。」、(低負担)「社会保障の水準がよくならなくとも、国や自治体は、税金や社会保険料を引き下げるべきだ。」
 ／ (選別主義)「社会保障の給付は、所得や財産の少ない人に限定すべきだ。」、(普遍主義)「社会保障の給付は、所得や財産に関係なく同じ条件ですべての人が受け取れるようにすべきだ。」
 ／ (必要)「社会保障の給付は、保険料などの納付とは無関係に、それが必要となる度合いに応じて受け取れるようにすべきだ。」、(貢献)「社会保障の給付は、保険料などの納付の実績に応じて、受け取れるようにすべきだ。」
 ／ (不公平)「公的年金は世代間の助け合いなのだから、世代間に不公平が生じるのはやむをえない。」、(公平)「公的年金においても、世代間の不公平が生じないよう、納付した保険料に見合った年金を受け取れるようにすべきだ。」
 ／ (公共)「年金や医療や社会福祉サービスなどは、なるべく公共部門(国や自治体)が責任をもって供給したり運営すべきだ。」、(民間)「年金や医療や社会福祉サービスなども、なるべく民間部門(企業やNPOなど)が供給したり運営すべきだ。」
 ／ (労働能力)「たとえ貧しくても、労働能力がある人は生活保護を受けるべきではない。」、(生活保護)「貧しい人は労働能力のあるなしにかかわらず、生活保護が受けられるようにすべきだ。」
 (格差容認)「所得や社会的地位の格差がなくなってしまうたら、人々は一生懸命はたらかなくなる。」、
 (租税制度)「日本の租税制度は、お金持ちの人と貧乏な人のあいだの格差を減らすように運営されている。」、
 (高齢者福祉)「現在の国や自治体の社会保障や福祉サービスは、安心して暮らしていくための、心強い支えになっている。」

る。

④なお、職業階層の正規職員・従業員は、租税制度、高齢者福祉を評価しないというカテゴリーと近い関係にあり、非正規職員・従業員は租税制度を評価しない、格差を容認しない、選別主義を選好する点は示唆に富んでいる。この布置は、彼らの厳しい状況を示しており、さらに、非正規職員・従業員は、たとえ選別主義の政策基準を採用しても、高福祉を希望しているということになる。それに対して、役員は、格差容認、公平と近い関係にあり、その現状肯定的な性格を表している。

このように、これらの実際の政策、制度に対する評価が、価値意識と相対的に独立して位置している。国民は、必ずしも政策基準への選好を踏まえて、現実の政策、制度を評価しているわけではない。そして、公共部門中心か、福祉多元主義か、という視点と規範意識が必ずしも整合的でないという結果になっているのも、興味深い。また、格差に関する意識が特異な位置にあることが明らかになった。

3.6 租税制度の評価

今まで、実際の福祉政策に関する項目としては、高齢者福祉と租税制度の評価について検討を加えてきた。ここでは、より一般的な租税制度の評価に焦点を合わせ、その規定要因を分析することにした。具体的には、「租税制度が貧富の格差を減らすように運営されている」に対して「そう思う+どちらかといえばそう思う」というポジティブな評価と、「どちらかといえばそう思わない+そう思わない」というネガティブな評価に焦点を合わせる。

ところで、本稿では、社会階層としての職業階層に着目して、それを説明変数の候補として、さらに、基本的な客観的要因を導入して、ロジスティック回帰分析を行った(表2)。統計的に有意な項目は、(政党支持)だけであったが、さらに、カテゴリーが有意なものも含め、最終的に、(職業)、(政党支持)、(住宅形態)を説明変数として、モデル化が可能である(モデルの適合度は良好)。

職業については、役員、正規職員・従業員、非正規職員・従業員で、B係数の値がマイナスであ

表2 ロジスティック回帰分析(租税制度評価)

	B	標準誤差	有意水準	オッズ比
(本人職業)				
1. 会社、団体の役員	-.119	.321		.888
2. 正規従業員	-.322	.214		.724
3. 非正規従業員	-.206	.234		.813
4. 家族従業者	.647	.330	*	1.911
5. なし	.261	.381		1.299
(政党支持)				
1. 与党	.477	.144	**	1.612
2. 野党	-.136	.204		.873
(住居形態)				
1. 持ち家	.444	.188	*	1.559
2. その他持ち家	.607	.241	*	1.835
定数	-1.160	.267		.313

る。実際の厳しい産業社会の中で、正規従業員、非正規従業員ともに租税制度を評価しない方に影響している。ただし、統計的に有意にはなっていない。それに対して、家族従業者では、プラスの値が大きく（統計的に有意）、従って、オッズ比の値も高くなっている。これは、その保守的な性格を表しているのかも知れない。政党支持では、与党の係数値が高く、統計的に有意で、オッズ比の値も大きくなっており、その影響力の大きさが理解可能になる。住宅形態では、当然、相対的に富裕な持ち家、その他持ち家のオッズ比が高くなっており、その影響力が分かる（参照カテゴリーは、それぞれ、自営業者、支持政党なし、非持ち家）。

4 まとめ

以上、福祉政策と価値意識の関係について、幾つかの点から分析を行ってきた。その結果をまとめると、次のようになる。

第一に、具体的な政策領域を取り上げ、政府の責任についての人びとの選好構造を分析した。それによると、高齢者介護、障害者介護、子育て支援という現代的な政策への責任が近い関係にあり、それ以外の政策領域と対比をなしている。

第二に、こうした布置図の中で、所得格差は正を取り上げ、被説明変数として、その要因を分析した。それによると、階層のもとになる学歴の影響力が大きいのが、地域規模も有効であり、小都市で、格差は正は政府の責任としていることが分かる。ここに現在の地域格差の状況がある。

第三に、租税制度、および高齢者福祉の評価と福祉基準への意識の関連について分析した。その結果、福祉政策基準意識と、制度、政策関係の項目は、相対的に独立であった。さらに、格差観はその中で、特異な位置を示している。ここでは、社会階層の職業がそれぞれの意識と関連しており、有効なことが分かった。とりわけ、正規職員・従業員、非正規職員・従業員のシビアな立場が明らかになる。

かになる。

第四に、上記の関連図の中で、とりわけ、租税制度の評価に焦点を合わせ、それに影響する要因の分析を行った。それによると、職業階層、支持政党、住居形態が有効な変数であることが明らかになった。とりわけ、与党支持者と野党支持者の対照的な位置づけが明らかになり、与党支持者が制度へ肯定的に評価していることが理解可能になった。

注

- 1) ラショニング (rationing、割当、ないしは配給) の考え方をわが国に導入し、分析したものとして、例えば、坂田 (2003)。
- 2) わが国における政策評価、行政評価の広がりに関する文献として、上山 (1998)。現在、中央省庁で制度化され、多くの地方自治体でも制度化されている。
- 3) 2008年調査では、「悩みや不安を感じている」は、70.8%、「悩みや不安を感じていない」は28.6%となっている。なお、「悩みや不安を感じている」場合、具体的にどのような内容か質問すると、「老後の生活設計について」57.7%、「自分の健康について」49.0%、「今後の収入や資源の見通しについて」42.4%の順になっている。なお、不安に注目している文献として、金子 (2007)。
- 4) ソーシャル・キャピタルについては、近年、出版されるようになってきているが、例えば、稲葉 (2007) が、包括的に議論している。
- 5) 以下の平等、公正、効率性、選別主義、普遍主義などについては、三重野・平岡編 (2005)、武川・大曾根編 (2006) 所収の三重野の論考を参照のこと。ここでは、それらの記述を簡略化した。
- 6) 少子化との関連では、世代間公平について議論したものとして、例えば、小塩 (2005: 第3章)。
- 7) 選別主義、普遍主義の代表的な論文として、平岡 (1989)。
- 8) 本データは、『福祉と公平感に関するアンケート調査』(東京大学社会学研究室) による。実施は、

2005年11月、全国、層化二段無作為抽出法、面接調査。サンプル1320、回収率、44.0%。本調査を主導した武川正吾、白波瀬佐和子氏ほかに、感謝したい。なお、同調査の一部質問項目は、2000年4月に実施した、「生活と福祉に関するアンケート調査」を継承している。同調査の成果は、武川編(2006)にまとめられている。三重野の論考は、「階層化社会における平等・格差意識」。なお、本稿は、前回の調査結果を用いた三重野(2002)の問題意識を継承している。あわせて結果を比較していただきたい。

- 9) 第Ⅵ軸までで、説明力が60%になっているが、Ⅱ軸までで、おおまかな理解が可能である。
- 10) ここでは、その他、基本的な属性項目である性別、年齢も分析の対象としたが、有意な結果は得られなかった。
- 11) これらの二項対立的な福祉政策基準は、2000年調査の質問文を若干、修正したものである。前述、三重野(2002)では、1点から4点を与え、間隔尺度と見なして、因子分析を行っている。それに対して、本調査では、カテゴリカル・データとして、林の数量化Ⅲ類を適用している。
- 12) この点は、Esping-Andersen(1990=2001:第1章)を参照されたい。
- 13) しかし、少子高齢化の流れの中で、人口構成がピラミッド型ではなくなっている。そのため、人口構成を所与のものとした場合、世代間公平を確保することはそもそも難しいという考えがあり、世代内公平の考え方も提出されている。それは、例えば、フリーターやニート問題の顕在化の中で、若者の間での格差が拡大している状況と関係している。また、高齢者の中には蓄えが非常に大きいものがある一方で、無年金者、ないしは国民年金の保険料を拠出した年数が短いため、貧困なものも多いという状況がある。そのため、各世代の中で再配分を行い、公平を確保しようという考え方も必要になる。
- 14) 二項対立の選択肢は、実際には、Aに近い、どちらかといえばAに近い、どちらかといえばBに近い

い、Bに近い、わからない。

- 15) カテゴリーは、以下の通り。(高齢者福祉)(租税制度)(格差容認)そう思う、どちらかといえばそう思う、どちらかといえばそう思わない、そう思わない、わからない。
- 16) ここでは、第6軸までで、説明力が60%を超している。

文献

- Esping - Andersen, Gøsta., 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Oxford: Basil Blackwell Limited. (=2001, 岡沢憲美, 宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房.)
- 平岡公一, 1989, 「普遍主義—選別主義論の展開と検討課題」社会保障研究所編『社会政策の社会学』東京大学出版会, 85-107.
- 稲葉陽二, 2007, 『ソーシャル・キャピタル—「信頼の絆」で解く現代経済・社会の諸課題』生産性出版.
- 金子勇, 2007, 『格差不安時代のコミュニティ社会学—ソーシャル・キャピタルからの処方箋』ミネルヴァ書房.
- 三重野卓, 2002, 「平等感と福祉政策意識(下)—「包括的平等感」をめぐる関連図式」『ESP』365: 58-63.
- 三重野卓, 平岡公一編, 2005, 『福祉政策の理論と実際(改訂版)—福祉社会学研究入門』東信堂.
- 小塩隆士, 2005, 『人口減少時代の社会保障改革—現役層が無理なく支えられる仕組みづくり』日本経済新聞社.
- 坂田周一, 2003, 『社会福祉における資源配分の研究』立教大学出版会.
- 武川正吾編, 2006, 『福祉社会の価値意識—社会政策と社会意識の計量分析』東京大学出版会.
- 武川正吾・大曾根寛編, 2006, 『福祉国家と福祉社会のゆくえ(福祉政策Ⅱ)』日本放送出版協会.

上山信一, 1998, 『「行政評価」の時代—経営と顧客の視点から』 NTT 出版.